



第2740地区 創立／1990年9月29日 認証／1990年10月22日

佐世保中央ロータリークラブ週報

会長：崎元 英伸／副会長：野村 和義／幹事：芥川 圭一郎

2018～2019年度クラブテーマ

"アットホーム" 中央で良かった！

週報編集 / 公共イメージ・会報委員会：香月 章彦、田添 直記、大久保 厚司、岩政 孝、宮崎 祐輔、川島 千鶴、有吉 中

本日の出席率 81.39%：会員数 47名・出席 30名・欠席 12名・出席規定免除会員 5名・ビジター 1名
 前々回の修正出席率 91.30%：出席 29名・メークアップ 5名・出席規定免除会員出席 8名



会長挨拶 / 崎元 英伸君



先週、9月8日に行われました職業奉仕セミナーに参加して頂いた皆さんごろうさまでした。昨日は市内8ロータリークラブの会長、幹事会がここセントラルホテルで開催されましたので出席しました。差し迫った議題も少なく雑談に終始しましたが会員の高齢化

はほとんどのクラブが抱えている課題のようでした。

先日、敬老の日になんで発表された高齢化率（65歳以上人口比率）で、東京都が過去最高の23%台になったそうです、佐世保市はすでに30%を超えています。私たち佐世保中央ロータリークラブは約32%ですがこの数字を維持していくには毎年の会員増強が必須です、皆さんのご協力をお願いします。

本日の会員卓話は馬渡弁護士にお願いしています。いまや社会問題として耳にすることの多い「パワーハラスメント」についてお話して頂きますが、私自身も反省の機会となりそうです。

- ・全クラブを対象とする会員研修（9月18日）資料送付
- ・青少年ミニフェスタ開催の案内

日程 10月13日（土）～14日（日）（一泊二日）

時間 12時30分 受付開始

会場 佐賀県波戸岬少年自然の家

- ・2740地区ホームページ更新のお知らせ

地区大会記念事業 ハワイ短期留学プログラム参加募集要項及びポスター

3. 依頼・伝達

- ・12日 市内ロータリー会長・幹事会 開催

committee 委員会報告

式典例会・出席委員会 前田 眞澄委員長

昨日、今日あたりで皆様のご自宅の方へ案内は届いていると思いますが、10月11日は創立28周年記念式典・懇親会となっております。場所はハウステンボスホテルヨーロッパパレンブラントホールです。送迎バスも準備致しております。今、ルートの方をホテル側と打ち合わせ中です。奥様同伴でぜひご出席の程、よろしくお願いします。

職業奉仕委員会 馬渡 圭一君

9月8日に武雄センチュリーホテルで職業奉仕セミナーに出席してきました。

函館亀田ロータリークラブの玉井清治氏の講演があり、職業奉仕の意味についてのお話しを中心に聞いてきました。

当日の講演資料については、地区事務局に問い合わせをすると、データで受領できるそうですので、興味がある方はお問い合わせください。

中央会 馬場 貴博幹事

9月30日佐世保国際カントリークラブで8時35分スタートで現在28名の参加申し込みを頂いております。まだ少し参加可能ですので、今からでも宜しければ中央会幹事 馬場迄ご連絡ください。



本日のビジター紹介

佐世保東ロータリーアクトクラブ 松尾 純一郎様

Report 幹事報告 / 芥川 圭一郎君

1. 例会変更

＊佐世保ロータリークラブ

9月26日（木）18：30～ 富士国際ホテル

※観月例会のため

2. 来信

■ガバナー事務所

・2018年度：出前卓話・一覧表

＊10月4日（木）：シュレスタ アビシェクサンさん

(^_^) ニコニコボックス**崎元 英伸会長・野村 和義副会長・芥川 圭一郎幹事**

本日は、佐世保東ローターアクトクラブの松尾純一郎さんの来訪を心より感謝申し上げます。

天候がはっきりしない日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

さて、本日は、パワハラについて馬渡会員にお話をいただきます。よろしくお願いいたします。

そして、今週末、中央ロータリーは、南北に分裂します
北は、旭川 南は、石垣島でよりよい活動が出来ますことをお祈りしニコニコします。

牛島 義亮君

全米オープン大阪なおみ選手の完全優勝にニコニコします。
朝、5時からテレビに釘付けで見えていましたが、圧倒的な試合でした。それにしても、セリーヌ選手の悪あがきクレームはひどかったです。ブーイングの客席也大減点です。
あっぱれ、大阪なおみ！

川島 千鶴君

お疲れ様です。皆様に情報です。

①私の住むマンションで色々なメンテナンスや新規をお願い出来る業者を探しているそうです。良かったら、パンフレットや名刺など管理人さんに渡せる物があったらお願いいたします。

②YOSAKOIで大型ビジョン導入になりました。TVCM やロゴで協賛されたい方、是非お声かけください。15秒 CM、先着32社です。

芥川 圭一郎君

結婚記念日のお花、ありがとうございます。
早いもので、21年が経過しました。

本日の合計	6,000 円
本年度の累計	270,000 円

本日の卓話**【会員卓話】**

馬渡 圭一 弁護士

**～パワーハラスメントについて～**

昨今、メディアを騒がせていることもあり、また、会員の皆さんも直接関わってくる可能性もありますので、今回はパワハラをテーマにさせていただきました。

まず、理論的な説明ですが、世間一般に言われているパワハラという言葉は法律用語ではありません。パワハラを法律的に捉えたとすれば、民法709条の不法行為に該当するかどうかという問題になります。そのパワハラといわれている行為が不法行為に該当するということになれば、賠償責任を負うこととなります(以下、「パワハラ」を「不法行為」と同義で用います。)

次に、パワハラで賠償責任を負う条件が幾つかありますが、その中でもポイントは、行為に違法性が認められるかどうかです。この違法性の判断については、裁判になったときに、裁判官が事情を総合的に考慮して裁量により判断することから、その段階に至るまでは事前に明確な判断はできません。ですから、一方がパワハラでないと思っていなくても、もう一方がパワハラであると考えた場合には、紛争に発展するリスク(裁判になるリスク)があるということになります。

リスクのある行為を全て回避できればいいのですが、100%回避というのはできません。実際の裁判例を通してお伝えしたとおり、具体的にどのような行為が違法として評価されているのかという感覚を身に付けて自己防衛するしかないのではないかと思います。

ちなみに、会社の者が業務の一環として不法行為を行った際には、その会社自体も賠償責任を負うのが原則ですので、この点も踏まえて、従業員等の指導・管理が必要であると思います。

最後に、気になる点がございましたら、佐世保フロンティア法律事務所までご相談ください。



SAA: 宮崎正典君

次回例会／9月20日 12:30～

memo